

## 平成24年度事業活動概況

### 1 税理士法改正に向けた対応について

平成23年6月に公表した「税理士法改正に関する意見(案)」について、同年から継続開催している国税庁との勉強会での議論を整理した「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」を平成24年6月に公表し、税理士会員に対して意見募集を行った。これに応じて税理士会員から寄せられた意見を踏まえ、それまでの改正要望項目に1項目を追加して計18項目とした「税理士法に関する改正要望書」を9月の理事会で決定し、国税庁及び財務省に提出した。

「税理士法に関する改正要望書」について、平成25年度に実現可能な項目という観点から12項目に絞った「税理士法に関する改正要望書(平成25年度改正要望項目)」をとりまとめ、12月に公表した。さらに平成25年3月、「税理士法に関する改正要望書(平成26年度改正要望項目)」を決定し、公表した。

また、政府税制調査会のヒアリングにて意見を述べるとともに、日本税理士政治連盟と連携しつつ、与野党の税理士制度推進議員連盟等において改正要望の説明等を積極的に行った。これを受けて、平成25年1月24日に決定された平成25年度税制改正大綱において、「税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。」と明記され、前年度と比較してより進展がみられる記述となった。

### 2 税制改正への対応について

税制改正への対応については、各税理士会及び各部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成25年度・税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁等関係省庁に提出するとともに、日本税理士政治連盟と連携して各政党への働きかけを行った。また内閣総理大臣との懇談が平成24年8月17日に実現し、建議書に関する要望を行った。

平成24年6月から各省庁が順次行った平成25年度税制改正に係る意見募集に対応するため、当該建議書の中から関連する建議項目を提出した。さらに、建議項目等の中から9項目を「重点要望事項」とし、同年8月2日の経済産業省、同年8月29日の財務省、同年10月25日の政府税制調査会のヒアリングにおいて意見表明の機会を得、本会の税制改正意見について説明した。

その結果、「平成25年度税制改正大綱」に、雇用・労働分配拡大税制措置の創設、相続時精算課税制度の適用要件の見直し、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し、社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し、交際費等の損金不算入制度の見直し、延滞税の見直しなど、建議項目の全部又は一部が取り上げられた。

国税通則法改正により、平成25年1月1日から税務調査手続の法制化及び全ての処分の理由附記が実施されているが、同手続に関する通達制定に際し、国税庁と計4回に及ぶ事前協議を実施したほか、同通達案に係る意見公募に対応した結果、本会の主張の多くが受け入れられ、通達、事務運営指針、質疑応答集に反映された。

### 3 東日本大震災への対応について

東日本大震災については、甚大な被害を被った東北税理士会に対する会費免除や被災会員に対する変更登録手数料等の免除などの措置を引き続き講じたほか、税理士会等を通じて寄せられていた義援金 5,172,639 円を東北税理士会に配布した。

また、国内各地にいる被災者及び避難者向けに、平成 25 年 2 月 23 日の税理士記念日を中心として、全都道府県に無料相談会場を設置して無料税務相談を実施し、延べ 385 人の会員が相談に応じるとともに、東北地方の被災者向けには、全税理士会から会員 22 人を仙台市内の相談会場（東北税理士会館）に派遣し、153 人の納税者の相談に応じるなど、全会挙げて被災者等の支援に努めた。

### 4 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書の取得推進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁に提出し、このうち、受付時間の拡大、メッセージボックスの情報の充実、利用者識別番号の利便性の向上等が実現した。

また、平成 25 年 1 月に「税理士のための電子申告 Q & A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

税理士用電子証明書について、本会電子認証局が発行する IC カードの有効期限が平成 25 年 3 月 31 日に到来することから、東京税理士会から順次各税理士会に次世代 IC カードを発行した。この更新に伴い、次世代 IC カードへの対応として、IC カードの更新に係る周知及び取得促進を図るとともにすべての税理士会及び支部に IC カードリーダーライタを配布するなど IC カードの円滑な更新に努めた。また、利便性の向上を図るため電子署名を用いた電子証明書の受領書の電子的提出を導入した。

その結果、平成 25 年 3 月末日の発行数は 65,318 枚（うち 2 枚目発行 28,134 枚、発行割合 27%）となった。

### 5 書面添付制度の普及、定着について

書面添付制度の普及・定着については、国税庁に対し、引き続き日税連及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。

また、全国における書面添付制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討したほか、平成 24 年 12 月 19 日付で一部改正された国税庁事務運営指針の周知を図った。

### 6 租税教育の普及、推進、充実について

平成 24 年 4 月 26 日開催の臨時総会において租税教育推進部を新設し、本会における租税教育の普及、推進、充実にかかる事業活動をより強力に推し進めるべく組織の整備を行った。

同年 6 月 29 日には、平野博文文部科学大臣に対して租税教育の推進体制の構築を、同年 7 月 13

日には、古川元久内閣府特命担当大臣に対して国税庁の租税教育事業を含む広報活動費への配慮について、それぞれ要望を行った。

国税庁、文部科学省及び総務省で構成する租税教育推進関係省庁等協議会の運営委員会に同年5月28日、同年11月21日に賛助会員として参加した。

同年5月15日に総務省を訪問し、租税教育にかかる本会の事業活動について協議した。また、文部科学省には、同年7月11日と8月23日の2回にわたり訪問し、租税教育の普及、推進について同省のさらなる協力を要請した。

同年8月23日開催の正副会長会において、寄附講座実施要領に基づき、平成25年度開設の6大学（3年目が山口大学、2年目が千葉商科大学及び札幌学院大学、新設が琉球大学、名古屋市立大学及び高崎経済大学）を決定した。あわせて、寄附講座実施要領に準じた震災復興寄附講座を平成25年度から3年間、福島大学に開設することを決定した。

従来の寄附講座とは別に平成25年1月24日、租税教育を担う教員養成大学への寄附講座実施要領を制定した。これのために、日本教育大学協会を2度にわたり訪問し、租税教育を担う教員養成を目的とした講座を実施している教育大学の事例を紹介するとともに本会の教員養成大学への寄附講座事業について説明し、今後の寄附講座開設大学の選定について協力依頼を行った。

## 7 規制改革への対応について

政府が交渉参加を正式に表明したTPPを巡っては、平成24年4月19日、内閣官房をはじめ、外務省、財務省、国税庁、経済産業省、農林水産省の関係省庁との意見交換を実施した。TPPについては、日本経済の発展に資するものであれば異論はないという立場を示したうえで、日本の租税基盤である申告納税制度の理念に沿って行う税務業務については、その重要性に鑑み、TPPの対象外とすべき旨要望している。また、TPP参加により、個別の資格・免許等の相互承認について検討対象となった場合には、税理士制度・税理士業務に影響が及ぶ可能性があることから、日本税理士政治連盟と連携しつつ、情報収集を図るとともに、その対応策について検討を進めた。

## 8 税務支援事業への対応について

東日本大震災の救援施策として、被災者及び避難者を対象とした無料税務相談を実施した（詳細は3を参照）。

また、受託事業については、平成23年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成24年度に向け8項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出した。

このほか、協議派遣事業については、農業協同組合（全国農業協同組合中央会）及び全国商工会連合会との定例協議会を開催したほか、平成20年度の規則・細則の改正により指定団体に加えた漁業協同組合（全国漁業協同組合連合会）との懇談会を開催し、情報交換を行い相互理解に努めた。

## 9 税理士制度70周年記念事業について

平成24年11月5日、東京・千代田区の帝国ホテルにおいて、常陸宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、「過去に感謝 未来に責任」をテーマとして税理士制度70周年記念式典を開催した。当日は、総務

大臣をはじめ、関係省庁やドイツ、韓国、インドネシアの海外友好団体等から多数の来賓を迎え、税理士会関係役員と合わせ、総勢約800人が参列した。

記念式典においては、税理士制度を築いてきた先人への感謝と、これを次世代に責任をもって継承し、日本社会の更なる発展のために引き続き貢献することを宣言した。

また、小宮山宏三菱総合研究所理事長・東京大学総長顧問を講師に招き「日本『再創造』～『プラチナ社会』の実現に向けて」をテーマに記念講演を行った。

さらに、記念式典、記念講演、レセプションの概要や20年間の税理士制度の軌跡等を取りまとめた記念誌を作成した。

## 10 税理士の資質の向上及び研修制度の拡充に向けた対応について

平成20年度に導入した研修受講管理システムの早期定着及び効率的運用を図るため、より実用的なシステムとするための追加カスタマイズを行うとともに、税理士会における改善要望事項等を基に、平成25年度の追加カスタマイズ項目について検討を行った。

また、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

全国統一研修会については、会員数、地域的特性及び各税理士会における事情等を勘案のうえ、延べ94会場において実施した。

登録時研修については、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修対象者のうちの未受講者を対象とし、全国21会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対しては、未受講に関する理由書の提出を求めた。

マルチメディア研修については、「国税通則法改正後の調査手続について(関係通達等を中心とした解説)」等、時宜にかなった4テーマを収録し、研修ホームページにてそれぞれ配信した。なお、研修ホームページ内に掲載されている各研修の視聴メニュー画面の平成24年度における総アクセス件数は94,494件(平成23年度は50,166件)を記録し、また、平成20年のホームページ開設から平成25年3月末日までのトップページへの総アクセス件数の累計は、284,779件に達した。

また、研修ホームページの一層の充実を図るため、サーバー容量を増設するとともに、税理士会において収録・編集した研修の相互利用を進めたほか、税理士法改正による研修の義務化を見据え、「税理士会研修細則(準則)」等の見直しについて引き続き検討を行った。

## 11 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載するとともに、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図ったほか、各税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請した。

このほか、財務大臣等による懲戒処分があった際の税理士会における統一的対応を図るため、被処分者の会報公告、会則処分、法第43条該当者への対応基準となる「財務大臣等による懲戒処分を受

けた会員の取扱いについて（ガイドライン）」の策定について検討を進めた。

## 1.2 税務相談体制の充実について

本会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成24年度実績（平成24年4月～平成25年3月）は、総計9,125件（一日平均39件、相談者別内訳：税理士5,197件、一般3,928件、税目別内訳：法人税2,746件、所得税2,212件、資産税2,962件、消費税742件、その他463件）であった。このほか、東日本大震災による被災者からの相談も受け付け、49件の相談に応じた。

## 1.3 公益活動への対応について

平成23年7月28日に設置した日税連成年後見支援センターは、全国の税理士会における成年後見支援センター設置に向けた支援体制の整備を事業の一としており、平成24年度までに全国10税理士会（東京、東京地方、千葉県、関東信越、東北、名古屋、東海、北陸、九州北部、南九州）において成年後見支援センターが開設され、無料相談を実施していることから、各税理士会成年後見支援センターの連携強化等を目的として、相談委員等を対象に成年後見関係協議会を実施した。

また、社会の要請に応え利用者及び裁判所の信頼を得るために従来以上の研修体制を確立することを目的として改正した成年後見制度研修実施要領に基づき、成年後見制度普及研修及び成年後見人等養成研修に関する研修教材を税理士会に提供し、平成25年4月に実施する成年後見指導者養成研修の企画を進めるとともに、税理士が成年後見人として財産管理を行う際の参考に資するために平成22年1月に刷製した「税理士のための成年後見ガイドブック～財産管理を中心として～」の内容を見直し、改訂版を発行した。

さらには、平成24年7月始期の契約より制度改定した成年後見賠償責任保険の適切な運用に努めたほか、「日税連成年後見支援センターHP」により、会員や国民に向けて成年後見に関する情報を適宜発信するなど適切な運営に努めた。

地方公共団体の監査制度については、税理士が地方公共団体の包括外部監査人に就任するために必要な支援体制に関し検討を深めることを目的として包括外部監査人経験者懇談会を実施したほか、改訂した基礎研修用テキスト「地方公共団体の監査制度 基礎編」及び研修DVDを税理士会に配布するとともに、基礎研修履修者を対象として実務研修を実施した。

政治資金監査制度については、登録政治資金監査人登録者を対象に政治資金監査に関するアンケート調査を行ったほか、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。

## 1.4 会計参与制度の普及推進について

会計参与制度の普及推進を図るために、会計参与制度リーフレット（平成18年作成、同20年一部改訂）の全面的な見直しを行い、新たに「経営にちからを 会計参与の活用」を作成し、税理士会、関係団体に配布した。当該リーフレットは、中小企業経営者に会計参与制度を説明する際に使用

することを想定したものであり、内容・表現とも簡易なものとしている。

また、全国法人会総連合、全国地方銀行協会に対して会計参与制度の普及に向けた協力依頼を行い、その後、税理士会が地元の都道府県法人会及び地銀協会員行に出向き、制度PR等を行った。

税理士会会員向けの普及策として、税理士会における指導者養成を目的として、受講対象を「研修講師等を予定している者」に限定した「会計参与制度指導者研修会」を開催した。

このほか、会計参与制度の手引きの見直しを行うなど、引き続き制度普及に向けての方策について検討を進めた。

#### 15 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及、定着について

「中小企業の会計に関する指針」について、平成22年の「非上場会社の会計基準に関する懇談会」及び「中小企業の会計に関する研究会」の報告書の指摘を踏まえ、一定の水準を確保しつつ、平易な表現に改める等により、中小企業経営者等にとって利用しやすいものとするべく、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会（本会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会で構成）において、改正審議を行い、平成25年2月に平成24年版指針を公表した。

「中小企業の会計に関する基本要領」については、中小企業関係団体及び金融機関等からの研修講師派遣依頼に対応するため、税理士会における窓口の整備を図ったほか、社団法人全国信用保証協会連合会、株式会社日本政策金融公庫等、同基本要領を利用した各種割引制度、融資制度を運用している金融機関との協議を行い、その運用の適正化に努めるとともに、普及策についても検討を行った。

特に、平成25年4月から「中小企業の会計に関する基本要領」を適用した保証料割引制度（信用保証協会）が開始されたことから、その内容の周知を図った。

#### 16 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援について

平成24年10月に韓国・ソウルで開催されたAOTCA第20回役員会及び第10回定時総会に出席した。また、併せて開催された第3回国際コンベンションには、「税務専門家の規制」、「異業種間共同経営」をテーマとする2つのセッションへの対応として、本会からスピーカーを派遣するとともに、本会及び税理士会の役員等総勢150名がこれに参加するなど、その運営に積極的に協力した。

なお、AOTCAの役員改選において、池田会長が会長代理に選出された。

国際交流事業については、昨年に引き続きモンゴル国国会議員及び関係役員の来訪を受け、税務に関する職業法が制定された同国における関係法令の整備を支援するため税理士法に関する研修会を開催したほか、インドネシア税理士会役員の来訪を受け、同国における税理士法の制定に向けて税理士法に関する研修の開催及び意見交換を実施した。一方、本会からは、ベトナム租税総局及び税理士会を訪問し、両国の税務専門家制度に関する意見交換を行った。このほか、韓国税務士会との定期交流、税務大学校を通じたアジアをはじめとする諸外国の税務行政職員に対する研修会への出講など、諸外国における税務専門家制度の定着、発展に資するための国際協力活動を進めるとともに、日本の税理士制度の理解促進に努めた。

（注）本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。